

第2次ながと協働アクションプラン

～支えあい、地域を担う
協働のまちづくりにむけて～
(詳細版)



市民協働イメージキャラクター 「わっちゃん」

長門市

平成29年 3月

【目 次】

1. はじめに	2
2. プラン策定の背景	
(1) 長門市を取り巻く状況	4
(2) 時代潮流	4
3. プランの方向性	
(1) プラン策定の目的と位置付け	8
(2) 計画期間	8
4. 長門市の市民協働の現状と課題	
(1) 市民・地域コミュニティの協働における現状と課題	10
(2) 市民活動団体の協働における現状と課題	19
(3) 事業者の協働における現状と課題	23
(4) 行政における協働の現状と課題	23
5. 長門市が目指す姿	
(1) 長門市が目指す市民協働とは	26
6. 市民協働推進のために	
(1) 市民協働の基本原則	30
(2) 市民協働のまちづくりに向けた主体とその役割	31
7. プランの方針	
(1) 基本方針と施策体系	34
(2) 個別施策の内容	37

第1章

はじめに

第1章 はじめに

我が国においては、少子高齢化と人口減少が進行するなか、自治会をはじめとする地域コミュニティの弱体化など地域をとりまく環境が大きく変化する中で、地域の課題はますます多様化、複雑化しています。

また、地方分権の進展に伴い、地方自治体は自らの判断と責任でまちづくりを進めることが求められており、その役割や行政運営のあり方は大きな変革の時期を迎えています。

安心して暮らせる住みよいまちをつくり育していくためには、行政だけでなく、市民、地域コミュニティ、市民活動団体、及び事業者が連携・協力を図っていくとともに、さまざまな観点から長門のまちづくりを考え、お互いの意見や考えを交換・共有し、一体感を醸成する「チームながと」での取組が必要です。

さらには、平成23年3月11日、未曾有の災害をもたらし、国内のみならず世界中に悲しみと衝撃を与えた東日本大震災を契機に、人と人との「絆」、「お互い様」「お陰様」の大切さと必要性が再認識されており、現在もNPO団体をはじめとする多くの活動団体の協力により、復興の活動が続いている。また、平成28年4月に発生した熊本地震についても、多くのボランティア活動が復興の支えとなっています。

こうした中、本市では、平成24年7月に、市民協働によりまちづくりを進めていくため「長門市みんなで進める市民協働によるまちづくり条例」（以下「条例」という。）を制定し、続いて、平成26年2月には、条例に示した理念実現のため「ながと協働アクションプラン～未来にむけて、やろうやあ！～」（以下「第1次プラン」という。）を策定したところです。以来、市民協働によるまちづくりを、「弱体化した集落機能の再生」、「市民活動団体の活性化」の二つの柱により、進めてきました。

この第1次プランは、市民協働がどういったものかをチームながと全体で理解し、市民自らが地域のために活動したいと思う気持ちを十分に活かすための環境整備を行うことを目的として策定したところですが、平成28年度末に計画期間が終了するにあたり、これまでの取組の検証を行い、新たに必要となる施策を組み込んで改訂を行いました。

これからの中長期の指針となるこの「第2次ながと協働アクションプラン」（以下「プラン」という。）は、これまでの市民協働における意識醸成や環境整備の施策を継続するとともに、地域コミュニティや市民活動団体の活動支援を行う拠点の整備に向けた取組など、市民協働によるまちづくりを具現化するために策定するものです。

「ひとが輝き、やしさがこだまするまち長門」を実現していくため、「支えあい、地域を担う協働のまち」を目指し、「チームながと」での取組を加速しましょう。

第2章

プラン策定の背景

第2章 プラン策定の背景

(1) 長門市を取り巻く状況

本市は、平成19年3月に策定した第1次長門市総合計画において、「みんなでつくり、自分発信するまち」を基本目標のひとつとし、その中で、新しい長門市の主人公は市民一人ひとりであること、市民一人ひとりがまちづくり活動に積極的に参加しながら市民と行政がともに考え方行動するまちづくりを進めることを掲げました。

以来、「協働」、「パートナーシップ」という基本理念のもと、市民が主役のまちづくりに取り組んできましたが、この間、社会情勢の変化は私たちの想像以上のものがありました。

構造改革の名のもとに進められた「国から地方へ」、「官から民へ」の流れは、三位一体の改革や市町村合併、地方分権の進展というかたちで、地方都市に自立と変革を求めていました。一方では、超少子高齢社会の到来や長引く景気低迷による財政危機への対応など、本市を取り巻く環境は大変厳しい状況が続いています。

こうした状況下にあって、政府は、平成26年11月に成立した「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、我が国の人口の現状と今後目指すべき将来の方向性を示した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を同年12月に策定し、人口減少や東京一極集中など、我が国が抱える構造的課題の解決に向けた取組を本格的に進めています。

本市においても、まち・ひと・しごと創生法の趣旨に基づき、本市の特性を活かした地域創生を積極的かつ集中的に推進するため、国、県が策定した総合戦略を勘案し、地方から国を再生するとの考えのもと、「長門市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定したところです。

その中では、人口減少下でも活力を維持できる地域づくりに視点を置き、安心して住み続けられる地域社会の形成を目指し、地域コミュニティの再生を基本目標のひとつとしています。

これに続き、平成29年3月には、「第2長門市総合計画」を策定し、基本目標に「支えあい、地域を担う協働のまち」を掲げ、市民が協働してまちづくりに取り組むことや、地域で活躍し輝く人材の輩出を目指し、地域で活躍する団体の支援や人材の育成支援、誰もが協働のまちづくりに取り組んでいける仕組みづくりを進めることとしています。

(2) 時代潮流

プランの推進に当たっては、各主体がその役割を果たすとともに、時代潮流を踏まえ、危機感をもって、取り組むことが求められています。

ア. 少子高齢化の進行と人口減少社会の到来

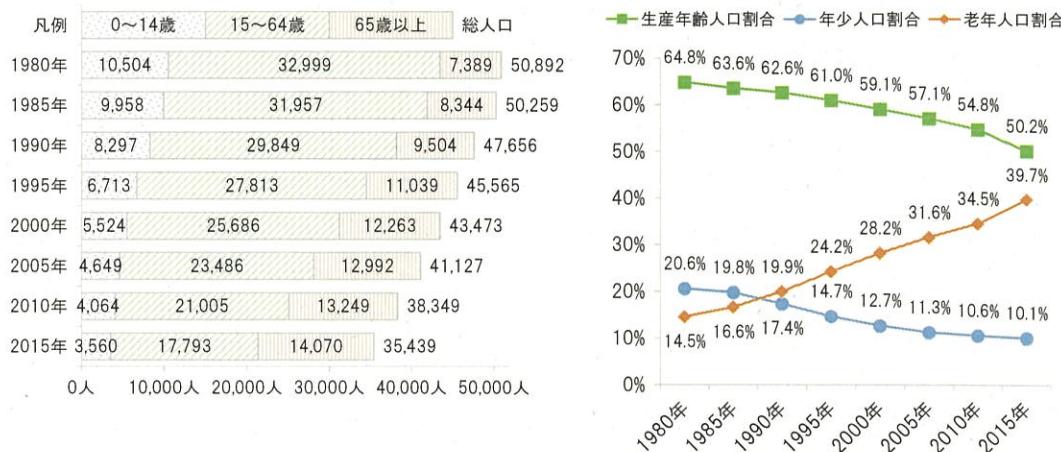
我が国の総人口は、平成20年（2008年）に1億2808万人に達して以降

減少傾向にあります。また、出生数は第2次ベビーブーム以降、右肩下がりとなっており、平成25年（2013年）に出生数が過去最低の約103万人を記録しました。高齢化率は平成26年（2014年）に26.0%となり、我が国の4人に1人が高齢者という状況です。

こうした少子高齢化の進行は、本市においてさらに顕著なものとなっています。国勢調査によると、平成27年（2015年）時点の人口は35,439人であり、昭和55年（1980年）から35年間で約1万5千人減少しています。

また、年齢3区分別人口では、15歳未満の年少人口が35年間で約7,000人減少しているのに対し、高齢化率は35年間で約25ポイントアップの39.7%となっています。

この少子高齢化の進行と人口減少は、これまで培われてきた自治会や班などの地域コミュニティ活動を弱体化させる要因となっています。



（注）年齢3区分別人口は、年齢不詳があるため総人口と一致しない場合があります。

資料：国勢調査、（2015年：国立社会保障・人口問題研究所）

加えて、平成25年3月の国立社会保障・人口問題研究所が発表した将来推計人口によると、本市の人口は、平成38年（2026年）に、3万人を下回り、高齢化率は平成22年（2010年）から9.6ポイント上昇すると想定されており、今後も人口減少と少子高齢化がさらに進むことが予測されています。



（注）年齢不詳があるため総人口と一致しない場合があります。

資料：国立社会保障・人口問題研究所（2010年：国勢調査）

イ. 地方分権の進展と住民自治

地方分権の具体的な進展に伴い、地方自治体の活動領域が必然的に増大し、従来どおりの仕組みでは、きめ細かな住民サービスの提供が困難になる状況が生じています。

しかし一方では、これまで行政が担っていた公共サービスを市民活動団体などが主体的担い手となるなど、本市でも地方自治の担い手をめぐるさまざまな変化が起こっています。

こうしたことから地方自治体はより一層、コーディネーター（注1）としての役割を果たすことが求められています。

注1）コーディネーター…いろいろな要素を統合したり調整したりして、ひとつにまとめ上げる者をいいます。

ウ. 多様化・複雑化する市民ニーズ

近年、市民の価値観や生活様式の多様化が進み、地域とそこに住む人々の関係にも変化が生じています。

地域の課題解決や新しい価値の創造に向けて、行政だけでは解決できないこと、また市民や地域コミュニティだけでも解決できない問題が増大しています。

このような課題を解決するためには、市民と行政がお互いの長所や優位性を持ち寄り、協力し合うことが不可欠です。また、学生や子育て層など若い世代との積極的な関わりが重要になっています。さらに、政策・方針決定への女性参画の推進などが必要です。

エ. 「絆」の大切さの再認識

近年、地域の連帯意識の希薄化により、地域力の減退という社会的変化が生じています。個人のプライバシー意識の高まりなどにより「向こう三軒両隣」といった地縁によって構成されていた親密な人間関係が薄れています。

災害時の救助活動など行政の取組だけでは限界があるため、消防団や自主防災組織など、地域に根ざした組織と共に、日頃から、隣近所の人々と日常的なつながりを深め、絆を築いていくことが大切です。

オ. 新たな担い手への期待の高まり

阪神・淡路大震災や東日本大震災、また熊本地震を契機に、市民の積極的な地域づくりへの参加やクリーンウォークやふるさとまつりへの参画、ボランティア団体、市民活動団体、事業者などの社会貢献活動への参加の動きが広がりをみせています。

第3章 プランの方向性

第3章 プランの方向性

(1) プラン策定の目的と位置付け

ア. プラン策定の目的

このプランは、第1次プランと同様に、条例第3条に規定する基本理念により、まちづくりを進めるための具体的な方針を示すものです。

従来の行政主導による画一的なまちづくりから、市民参画による地域の実情に合った特色あるまちづくりが求められるなか、本市では、それぞれの地域にあったまちづくりの取組を推進し、併せて、市民活動団体の活性化を図るため、条例を具体的かつ計画的に実施するための行動計画としてこのプランを策定します。

《長門市みんなで進める市民協働によるまちづくり条例抜粋》

第3条 長門市は、次の事項を基本理念として、市民協働によるまちづくりを進めます。

- (1) 市民は、主体的にまちづくりに参加するよう努めます。
- (2) 市民等及び市は、自助、共助及び公助という社会の役割分担のあり方に基づいて、それぞれの果たすべき責任及び役割を認識し、対等な立場で協働してまちづくりを推進します。
- (3) 市民等及び市は、まちづくりに関するお互いの情報を共有します。
- (4) 市民等及び市は、お互いの自主性及び自立性を尊重します。

イ. プランの位置付け

このプランは、第2次長門市総合計画に掲げる施策を実現するため、市民協働によるまちづくりを進めるうえでの具体的な方向性を示したものです。

(2) 計画期間

このプランの期間は、第2次長門市総合計画における基本計画との整合性を図るため、平成29年度から平成33年度の5年間とします。Check(評価)により、条例も含め、その見直しを行います。評価方法としては、市民や団体による意見聴取などにより実施します。

総 合 計 画	第2次長門市総合計画基本構想 (平成29年度～38年度)	
	第2次長門市総合計画前期基本計画 (平成29年度～33年度)	第2次長門市総合計画後期基本計画 (平成34年度～38年度)
	第2次ながと協働アクションプラン (平成29年度～33年度)	第3次ながと協働アクションプラン (平成34年度～38年度)

《評価とは》

行政の事業評価は、「Plan(計画) ⇒ Do(実施) ⇒ Check(評価) ⇒ Action(改善・改革)」のサイクルを基盤にして実施しています。このサイクルを行政活動に組み入れることによって、評価の結果をそれ以降の事業の改善や改革に結び付けていきます。

第4章

長門市の市民協働の現状と課題

第4章 長門市の市民協働の現状と課題

(1) 市民・地域コミュニティの協働における現状と課題

ア. 市民・地域コミュニティの現状と課題

本市においては、「自助」、「共助」の理念が市民協働と意識されているかいないかに関わらず、従来から自治会組織や班などにより、地域コミュニティ活動が行われてきました。

ところが、近年、過疎化や少子高齢化が進行することに伴って、集落機能の維持や共同の生産活動が困難になる地域が増加しています。

さらに、本市の中心部においては、都市型の希薄な人間関係が進み、自治会の加入率低下などを招いています。

加えて、従来、地縁型組織の活動を中心になって行ってきた、青年団組織、婦人会組織や子ども会組織については、地域社会の連帯意識が低下するなかで、継続が困難となっている地域がますます増加しています。

このような状況の下で、市民協働によるまちづくりを推進していくためには、まず住民自治の推進、つまり自分たちのまちに关心を持つてもらうこと、そして住民自らがまちづくりに主体的に関わってもらうことが重要です。

協働に対する意識の面からみると、平成28年度に実施した第2次長門市総合計画策定のための住民アンケートにおいては、「市民協働」という言葉を知らない人が56.0%と、平成23年度の調査に比べ、2.4ポイントの増となっており、10代、20代についてこの傾向が強くみられました。この理由のひとつとしては、若い世代の「市民協働」によるまちづくり意識の薄れが考えられます。特に、若年層に対する意識醸成が必要となっています。

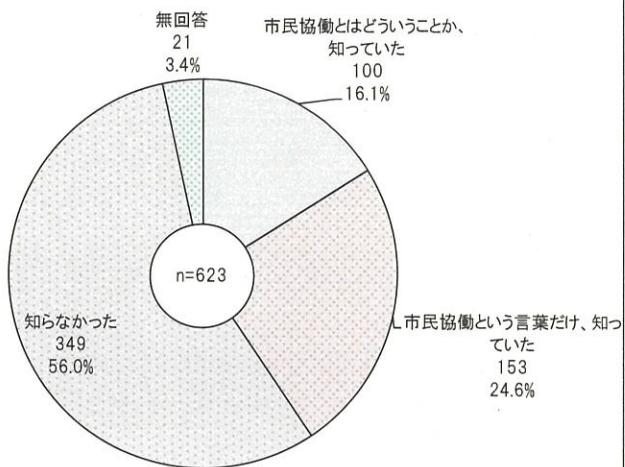
その一方で、市民活動団体やボランティア等の市民の自主的な活動による地域支援などが活発になってきています。ただし、まちづくり活動についての参加意向については、活動に参加しているとの住民アンケートの回答が前回調査の9.7%から16.2%と増加している反面、参加していないし今後も予定がないとの回答も12.9%から33.7%と20.8ポイントもの増加となっています。今後は、地域におけるリーダーを核に、周囲の市民を活動に巻き込んでいく手法の構築が重要となってきます。

なお、前回の住民アンケートの結果では、活動に参加したことのない理由として、「活動時間が合わない」、「いつどこで活動しているかわからない」が多く、それぞれの情報共有が必要なことが明確になっています。

《第2次長門市総合計画策定のためのアンケート調査結果抜粋》

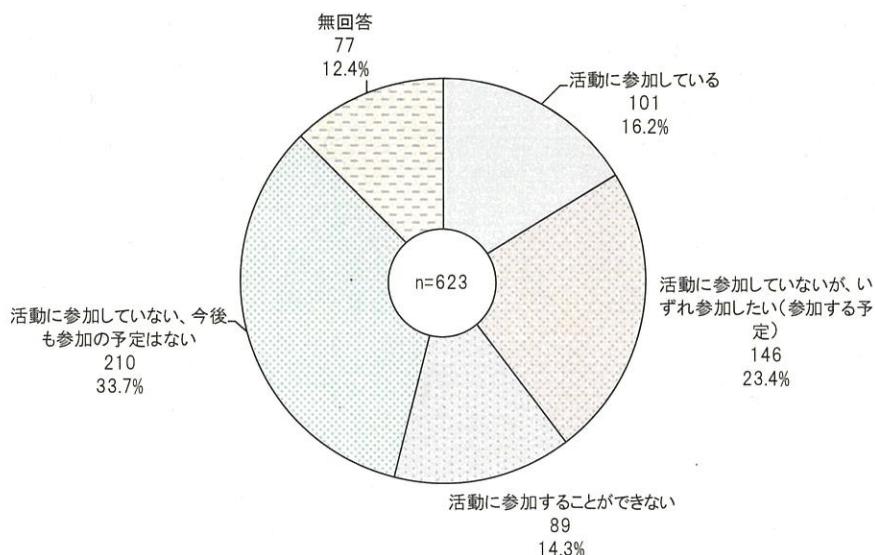
○今回のアンケート調査の前から「市民協働」という言葉を知っていましたか。

- 「市民協働とはどういうことか、知っていた」という回答は2割にも満たない。
- 「市民協働という言葉だけ、知っていた(24.6%)」と合わせて、市民協働を認知している回答者は40.7%であり、半数にも満たない。
- 一方、「知らなかった」という回答が56.0%過半数となっている。
- 10代・20代は、「知らなかった」という回答が64.5%となっている。



○地域でのまちづくりに関する活動やボランティアへの取組、NPO法人（非営利団体）等への参加について、あてはまるものをお答えください。

- 「活動に参加している(16.2%)」「活動に参加していないが、いずれ参加したい（参加する予定)(23.4%)」とあわせて39.6%がまちづくり活動に関わりを持っている、あるいは持ちたいと考えている。
- 一方で、「活動に参加することができない(14.3%)」、「活動に参加していない、今後も参加の予定はない(33.7%)」とあわせて48.0%が参加できない、しないと考えており、まちづくり活動に関わりを持っている、あるいは持ちたいと考えている割合を上回っている。



イ. 市民・地域コミュニティの取組

自治会組織や班などの既存の地域コミュニティ組織が主体となった活動は減少傾向にあるものの、現在も、さまざまな分野で、地縁型組織が主体となった市民協働による取組が展開されています。

ただし、これまでの自治会を中心とした活動が困難となり、NPO 法人などの市民活動団体や事業者の協力が不可欠となっている分野が多くみられます。

のことから、本市では、市民協働によるまちづくりに関する施策の柱のひとつとして、弱体化する集落機能の再生を掲げ、地域活動団体や事業者と連携した取組を推進しています。

(ア) 集落機能再生事業の取組

○ 事業着手の背景

【その1】既存の集落機能の低下

本市においては、急激な人口の減少が進み、少子高齢化が顕著となるなかで、これまで自治会等、既存の地域コミュニティ単位で活動していた共同作業や、地域活動、伝統行事の実施が困難になるなど、その機能が低下しています。

《本市における地域コミュニティの高齢化の現状》

小規模かつ高齢者集落（高齢化率 50%以上、世帯数 19戸以下）については、平成 17 年の合併当初 224 行政区のうち、7 行行政区（3.1%）であったものが、平成 26 年 10 月末現在、225 行行政区のうち、16 行行政区（7.1%）と増加しており、高齢化率 50% 以上の行政区にあっては、14 行行政区（6.3%）が 56 行行政区（24.9%）と 4 倍の状況となっています。

【その2】地域への愛着心の薄れ

これまで、地域の人々が共に支えあいながら、生産活動と生活を営んできましたが、近年の農林水産業の低迷や地域外への就労、生活様式の多様化などにより、生活や生産面での繋がりが薄らぎ、地域に対する「愛着心」も弱まる傾向があります。

【その3】行政主導型の地域づくりからの脱却

各地域の課題も多様化するなかで、行政による一律な対応を行うことが困難になっています。こうした状況下にあって、「地域自治」による地域課題の解決と、住むことに喜びを感じ誇れる豊かな地域社会の実現が求められています。

○ 地域課題を解決する組織づくりの必要性

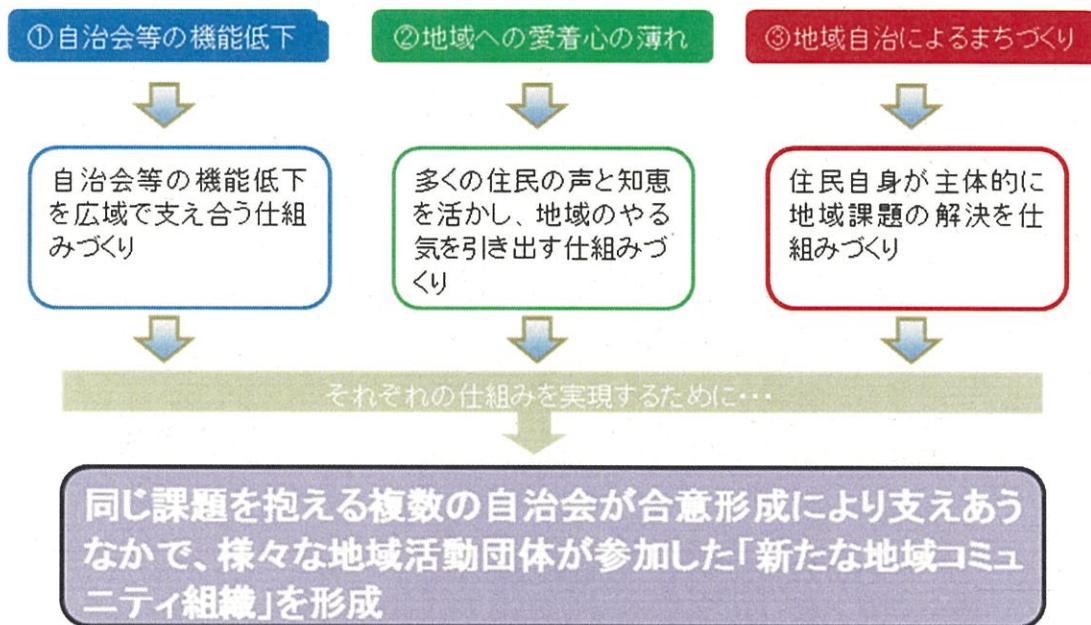
単独では地域活動だけでなく、その維持自体が困難となっている自治会などの既存の地域コミュニティにかわり、これまでの枠組みを超えて、

広域的に集落の機能を支えあい、「自分たちのまちは、自分たちでつくる」という基本理念のもとに、地域社会を維持、発展させていく、「新たな地域コミュニティ組織」となる地域協働体をつくっていく必要があります。

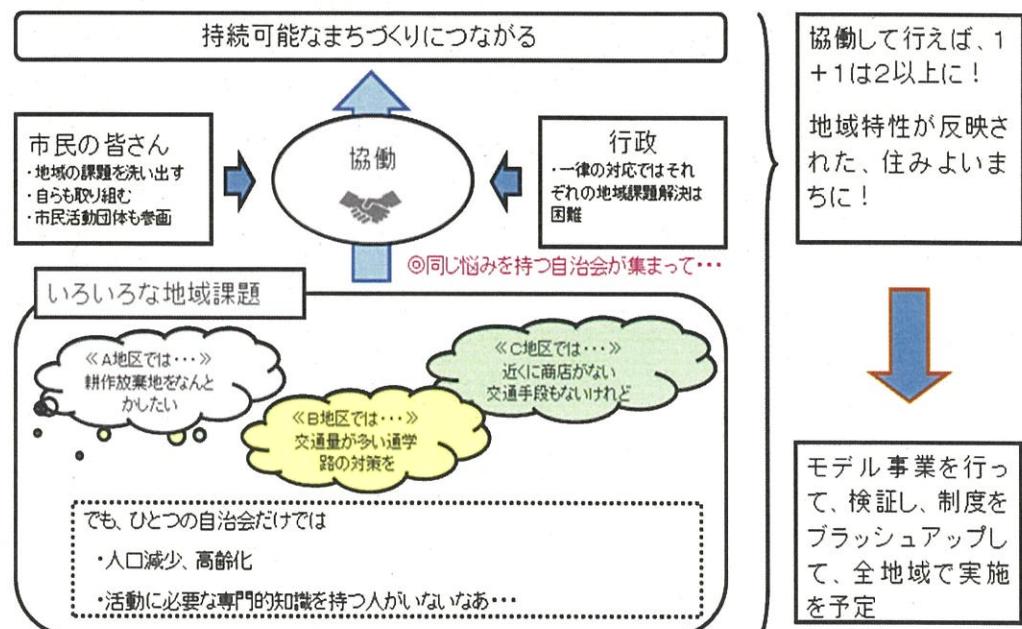
○ 地域の維持・発展を図る「仕組みづくり」と事業展開

「新たな地域コミュニティ組織」となる地域協働体を形成し、効率的に運営していくためには、まず、地域が抱える諸課題を解決するために、地域ぐるみの「新たな仕組み」をつくっていくことが重要です。

《仕組みづくりのイメージ》



《事業展開のイメージ》



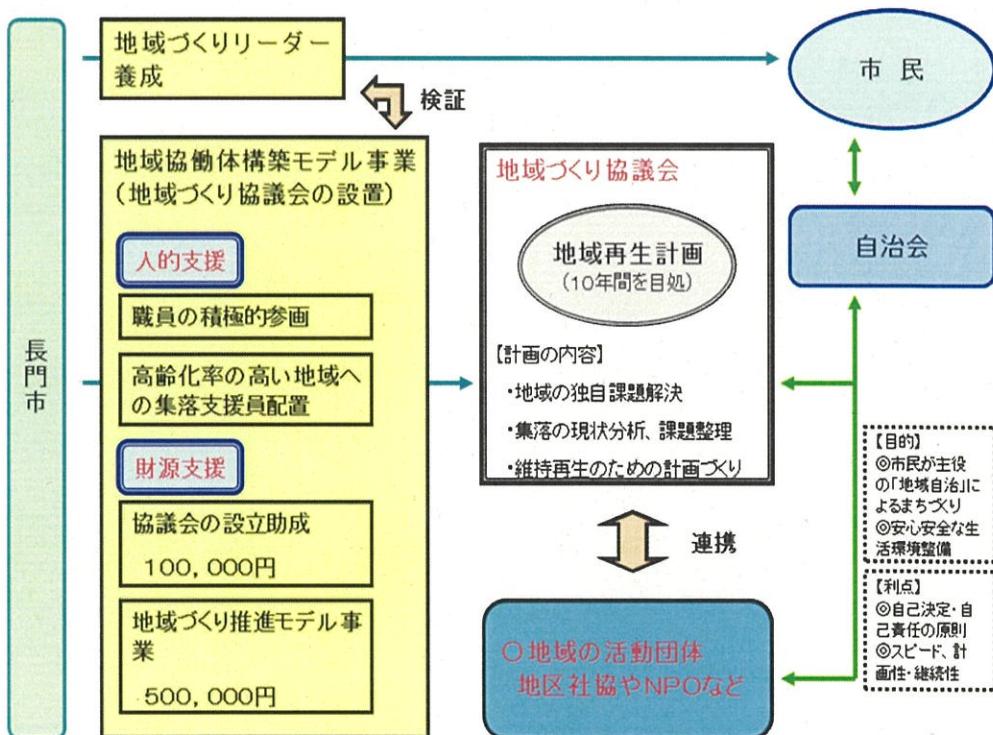
○ 集落機能再生事業の事業内容

「地域協働体構築モデル事業」として、複数の自治会の合意形成の下、地域住民が主体となった地域づくり協議会の設立と、地域の現状把握、問題点の洗い出しによる解決に向けての事業実施に対し、人的支援や財源支援を行っています。

これらを基に、地域づくり支援員（市職員）、高齢化率45%の地域においては集落支援員が支援するかたちで、10年後の姿を見越した地域づくりの計画を策定し、地域課題の解決による生活環境の改善や住民の安全・安心な生活の確保に繋げることとしています。

また、協議会の役員を中心に、団体設立の意識醸成を行う観点も含め、ワークショップや研修会を開催するほか、山口県などが実施する人材研修を積極的に活用し、地域の牽引役となる人材を養成することとしています。

《集落機能再生事業のイメージ》



○ これまでの事業成果と課題

本事業については、第1次プランの策定に先立ち、平成25年度から着手しているところですが、現在、市内に10団体が設立され、それぞれの地域において、課題解決にむけ、その活動を進めているところです。

第2次長門市総合計画では、平成27年度末で約50%、平成28年度末で約65%となっている「地域協働体設置面積の全市に占める割合」について、平成33年度までに85%とすることを指標として掲げており、市内全域での設立に向け、その支援体制を充実する必要があります。

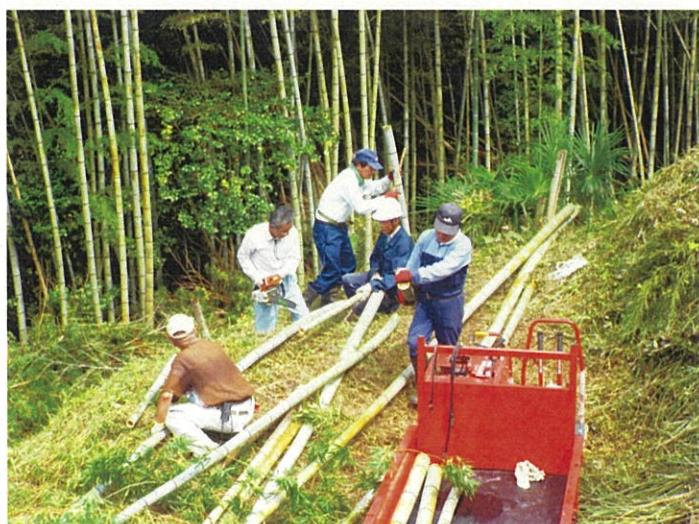
加えて、既存の設立団体からは、活動に参加する人材確保、事務局の体制整備、活動を広げるための資金確保、課題の解決事例などの情報提供、活動拠点としての公共施設の提供、活動内容の広報などについて、これまで以上の支援を求める声が上がっています。

さらに、国においては、内閣府のまち・ひと・しごと創生本部を窓口として、人口減少や高齢化が著しい中山間地域等での日常生活に必要な最低限の機能を集約した「小さな拠点」づくりを、また、山口県においても中山間地域づくりの施策として「元気生活圏」の形成のための事業を進めているところです。これらの取組と連動し、10年間を目途とした地域づくり計画である「地域の夢プラン」策定を全ての「新たな地域コミュニティ組織」で進め、「小さな拠点」の形成に繋げていく必要があります。現在、本市では、この計画策定の支援策のひとつとして、複数の団体で、県内外大学との学域連携による活動を進めており、今後も、こうした取組を広げていく予定です。

また、それぞれの団体が自立した活動を展開していくため、コミュニティビジネスの取組についても支援を強化していく必要があります。

《参考：平成29年3月時点の既設の協議会》

団体名		人口	65歳以上 人口	高齢化率	世帯数
長門	板持地区まちづくり協議会	1,295	482	37.22%	554
	白潟地区まちづくり協議会	773	291	37.65%	353
	通まちづくり協議会	1,267	656	51.78%	587
	俵山景観づくり委員会	1,064	532	50.00%	467
	真木・渋木地区まちづくり協議会	563	259	46.00%	236
	湊地区まちづくり協議会	1,489	521	34.99%	688
みすみ市民協働推進協議会		5,374	2,140	39.82%	2,258
日置まちづくり協議会		3,934	1,563	39.73%	1,661
油谷	宇津賀地区まちづくり協議会	761	424	55.72%	374
	むかつく地域協議会	1,362	773	56.75%	720



《協議会の取組例》

宇津賀地区まちづくり協議会では、耕作放棄地などに繁茂し、道路の通行の視認阻害ともなっている孟宗竹を伐開し、竹炭や竹酢液を製造する活動を行っています。協議会では、山口県立大学と連携し、コミュニティビジネスに繋げていく予定です。

《参考：「小さな拠点」のイメージ》



「小さな拠点」とは、小学校区など複数の集落が集まる基礎的な生活圏のなかで、分散している様々な生活サービスや地域活動の場などを「合わせ技」でつなぎ、人やモノ、サービスの循環を図ることで、生活を支える新しい地域運営の仕組みをつくろうとする取り組みです。

これまでの地域づくり

地域住民の生活様式の多様化で行事等への参加が難しくなってきた

戸主（男性）中心の地域運営
不十分な女性・若年層の意見の反映
若年層の活動への不参加

どちらかと言えば行政主導型の地域づくり

地域内組織ごとの活動による連携不足

財政的な制約を伴う効率を重視した行政支援

これからの地域づくり

多様な生活形態に応じ、みんなが参加できる柔軟な組織運営

女性・若年層・高齢者等の意見反映
子どもの意図的参加（地域への愛着）
「総世代参加」

地域のことを最もよく知る住民自身による「自ら考え、行動する」地域づくり

各種の施策が連携した総合的な取組

住民、行政双方が納得しながら支援のあり方を合意

「住民自治」の取組

(イ) 活動分野ごとの取組

○ 保健福祉

各地区の地区社会福祉協議会では、自治会組織、民生委員・児童委員や福祉員と連携した各種サロン活動や要配慮者等の支援、福祉マップの作成、認知症徘徊模擬訓練などを行っています。改正介護保険法により、地域での支えあいを推進するための生活支援コーディネーターが置かれ、地域に不足するサービスの創出や、地域でのサービスの担い手の養成を行っています。

スーパーマーケットが撤退した地域においては、住民有志の運営による福祉活動と絡めた食料品店の運営が行われている例もあります。

また、長門市社会福祉協議会も、地域生活支援センターの設置や地域版デイサービスの実施など、地域に密着した市民参加型事業を展開しています。

行政においても、食育による地域子育て推進事業を、地域づくり協議会と連携し進めるなど、市民や地域コミュニティとの協働による取組を進めています。

○ 子どもの健全育成

長門市PTA連合会を構成する各小中学校のPTAや、自治会単位で構成される子ども会、また、各地域の青少年健全育成団体などにより、子どもを対象とした育成・教育活動や、登下校時の見守り活動などが、自治会や事業者の協力も得ながら行われています。

さらに、多くのボランティアに支えられ、各地域のスポーツ少年団が活動しています。

○ 教育

本市では、コミュニティスクールの活動とあわせ、中学校までの15年間、地域ぐるみで子どもの成長を見守り、支援する仕組みとして、中学校区を単位とした教育支援体制である「地域協育ネット」に取り組んでいます。これには、各地域の公民館を構成する地域団体や自治会なども関わっています。

また、山口県では、地域と高校生のボランティア希望者を繋ぐため、山口県高校生ボランティアバンク制度を運営しており、本市においてもさまざまな地域イベントにおいて、高校生ボランティアが活躍しています。

さらに、大津緑洋高等学校では地域と連携した教育体制の整備のため、学校運営協議会が設置され、コミュニティスクールの取組に繋がることが期待されます。

○ 生涯学習

生涯学習は、市民一人ひとりが主人公であり、前述の「地域協育ネット」の事業推進とあいまって、地域の生涯学習グループがその成果を学校支援や家庭教育支援へつなぐ活動が行われています。

また、公民館や図書館では、地域が抱える課題を掘り下げ、それらの解決に向けた学習や情報提供を通して、実践力となる人材の育成や組織づくりを行っています。

さらには、俵山地区や仙崎地区において、地域の団体の指定管理受託による公民館の管理・運営が行われています。

○ スポーツ

各地域では、スポーツ振興会や体育協会が行政との協働により、生涯スポーツ、競技スポーツ、そしてその環境整備等の促進に向け、取り組んでいます。

平成23年10月に開催した「おいでませ！山口国体・山口大会」では、大会運営やおもてなしの取組等において、県内においては40万人を超えるボランティアの参加と協力により、本市においても市民総参加の大会とすることことができました。

また、サイクルイベントである「ながとブルーオーシャンライド with つのしま」においても大会運営に多くのボランティアが参加しています。

今後は、平成29年度開催の「JAL 向津具ダブルマラソン」や、ラグビーワールドカップ2019日本大会の海外チームのキャンプ招致にも、多くのボランティア参加による成功が期待されるところです。

○ 環境保全

緑化活動とその保全については、市内高等学校などによる域学連携としての取組、任意団体などの活動も含めさまざまな地域で実施されています。また、道路等の花壇管理については、長門市花と緑のまちづくり推進協議会の行政とのパートナーシップによる活動や、山口県道路愛護ボランティアとして、それぞれの地域で市民参加による取組が展開されています。

海岸清掃、河川愛護活動が市民、団体、事業者、行政の協働の下で行われています。

さらに、3R活動^(注1)や省エネ・エコロジーの活動も、市民活動団体や、婦人会などの地域コミュニティ組織により行われています。

注1) 3R活動…限りある資源を使いはたしてしまわないように、「減らす」、「再資源化する」ための活動。

○ 生活安全

地域コミュニティのひとつとして、地域の消防団が挙げられます。消防団は、地域における消防防災のリーダーとして、平常時・非常時を問わずその地域に密着し、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担っています。また、近年は、特に一人暮らし高齢者宅への防災対策としての訪問、応急手当の普及・指導などの活動も行っています。

併せて、東日本大震災の発生後は、地域における自主防災組織の活動も活発化しています。

また、それぞれの地域で、交通安全、防犯に関するパトロール活動などが、ボランティアにより進められています。

○ 地域公共交通

本市においては、鉄道路線の便数の減や、バス路線の廃止などによって、買物や通院のための交通手段の確保が困難となっている地区が多く存在します。この対応として、地域住民等による交通弱者のための移送サービスの取組が行われている地区もあります。

○ まちづくり

地域コミュニティの活性化のためのイベントや、観光活性化に向けた取組が、地域で行われています。

また、市道草刈等管理委託や農道等補修原材料支給制度により、地域コミュニティと行政が協働で実施する道路管理が行われています。

○ 国際交流

平成28年12月、本市において日露首脳会談が開催され、プーチン大統領をはじめ、多くのロシアからの訪問者を迎えたところです。

この開催に当たっては、市内各所の清掃や、環境整備活動、自主的な歓迎看板の設置など、市民、地域コミュニティがあいまつた、協働による歓迎活動が行われました。

今後は、日露首脳会談のレガシーを引継ぎ、ソチ市との交流を進めるため、協働による取組が期待されます。

(2) 市民活動団体の協働における現状と課題

ア. 市民活動団体の現状と課題

「市民活動」とは、市民自らが課題を見つけ、自発的かつ自主的に取り組む営利を目的としない公益的な社会貢献活動をいい、その活動は、阪神・淡路大震災や東日本大震災を契機として顕在化し、法的基盤も整備されたことにより、多様な公益的サービスの担い手、社会を支える新たな力として認識されるようになりました。この活動を組織的かつ継続的に行う団体が市民活

動団体です。

市民活動団体のうち、特定非営利活動促進法により認証を受け、登記した団体がNPO法人（特定非営利活動法人）です。

本市においても、多くの市民活動団体が活動しており、教育委員会における公民館活動団体などの文化協会、体育協会の登録団体を含めると、その数は800団体を超えていきます。

市民活動団体は、「自主性」、「多様性」、「先駆性」、「機動性」、「専門性」などの特性を持っており、企業の持つ利潤追求という価値観にとらわれない取組が可能であり、本市が市民主体のまちづくりを進めていくために、市民活動団体の活動は欠かせないものです。

「住むことに喜びを感じ誇れる豊かな地域社会の実現」のためには、市民活動団体が、自治会などの地域コミュニティと連携し、さまざまな社会的役割を担うことが期待されていますが、活動をしていく上で次のような課題があります。

■活動の基盤となる資源の確保

- スタッフとなる人材
- 団体を運営するための能力
- 活動資金
- 活動拠点となる施設
- 活動に関する情報量
- 他団体や地域コミュニティとの連携のためのコーディネーター

■団体やその活動に対する認知度の向上

■非営利活動に対する市民理解の促進

第1次プランにおいては、「市民活動団体の活性化」を柱のひとつとし、団体を運営するための能力向上と活性化を目指すため、本市では、「長門市市民のちから応援補助金交付要綱」による提案型助成事業を平成26年度から開始しています。

イ. 市民活動団体の取組

(ア) 市民のちから応援補助金による市民活動団体の取組

○ 事業着手の背景と目的

本市においては、多くの市民活動団体がさまざまな地域活動を展開していますが、一様にその運営体質は弱く、財政基盤も脆弱です。しかし、市民活動団体の特性としての先駆性、機動性、専門性を活かした公益活動が可能となること、かつ、真に社会的ニーズにあった事業展開が期待できることから、団体の能力育成と活性化を目指し、団体による提案型助成事業を行っています。

○ 事業内容

一定の要件を満たす市民活動団体からの事業提案を、公募委員や市内外有識者委員などで構成される審査委員会において、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査のうえ、助成することが妥当と判断された事業に対して予算の範囲内において助成を行うこととしています。

○ これまでの事業成果と課題

平成 27 年度においては 9 団体に対し 2,210,451 円が助成され、また、平成 28 年度においては、6 団体に対し 1,870,000 円が助成される予定となっています。この事業内容については、公共施設の環境整備や、高齢者を地域で支えるための仕組みづくりなど多岐に渡っており、多様化する市民ニーズに対応した事業実施については、一定の成果があったものと捉えています。今後は、更に多くの団体に周知し、事業効果を拡大させる必要があり、実施団体には活動に対する助言等を引き続き行い、事業の継続を促すことが必要です。

(イ) その他の市民活動団体の取組

本市では、観光客を呼び込むきっかけとなる観光イベントの開催が、多くの市民活動団体により行われています。また、近年は、エコツーリズムのプログラム開発を学域連携により実施する団体の例もみられます。

市民の文化意識の高揚と、文化活動機会を提供するために、さまざまな団体が、行政との協働により、文化活動を展開しています。

6 次産業の推進については、地域產品の開発のための「食のテキスト化」に取り組む団体も着実に増えています。

また、地域ぐるみの子育て推進を目指し、多くの読み聞かせを行う団体が活動しています。

ラグビーワールドカップ 2019 日本大会におけるキャンプ地招致活動に協賛する活動団体により、招致委員会が助成する「ながとスクラムプロジェクト」の取組が行われています。

(ウ) NPO 法人

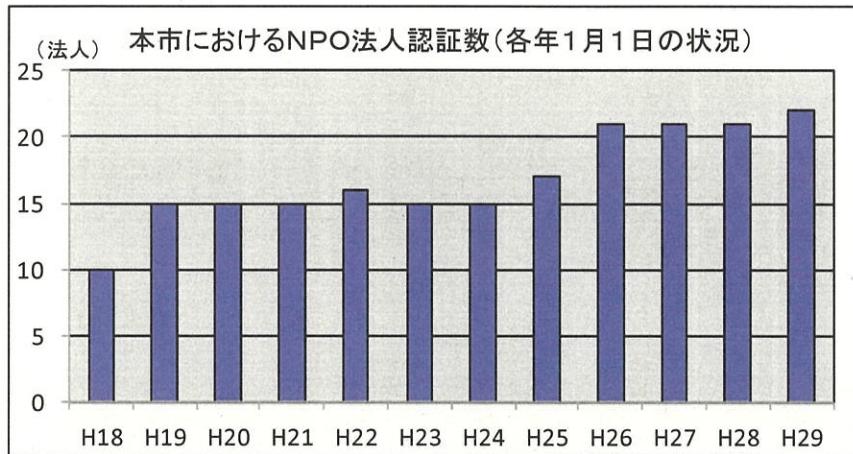
本市における NPO 法人については、平成 18 年度には 10 団体であったものが、平成 29 年 3 月現在では 22 団体となっています。これまでには、保健・医療・福祉を活動分野としていた団体が多かった中で、近年、まちづくりをその活動分野とする団体が増えています。

第 2 次長門市総合計画では、平成 33 年度までに、認証数について 25 団体とすることを目標としています。

なお、市民協働という目標に向かって、地域コミュニティと市民活動団体の変化やニーズを把握し、人材、資金、情報などの資源提供者と市民活動団体の調整や、また、各種サービスの需要と供給をコーディネートする

組織としての中間支援組織の設立が必要となっています。

また、平成23年6月には特定非営利活動促進法（NPO法）の改正が行われ、寄附税制優遇措置が拡充されました。これにより、その活動を継続・発展させていくための資金調達（ファンドレイジング）について取組の幅が広がりました。



活動分野別市内NPO法人数(平成29年1月末現在)

保健・医療・福祉	15	国際協力	2
社会教育	10	男女共同参画	0
まちづくり	15	子どもの健全育成	10
観光の振興	4	情報化社会の発展	2
農山漁村振興	5	科学技術振興	1
文化・芸術・スポーツ	9	経済活動活性化	5
環境保全	8	職業能力の開発等	3
災害救援	2	消費者保護	1
地域安全	2	活動団体の援助等	14
人権擁護・平和推進	4		

注：複数の活動分野を掲げる法人があるため、上記グラフの数とは一致しない。

(工) 女性団体

本市では、仙崎地区などで、婦人会組織が環境保全活動などに積極的に取り組まれています。しかし、人口減少と、自治会をはじめとする地域連携の意識の希薄化、ニーズの多様化により、これまでの地域における婦人会の活動が弱体化しています。

一方で、東日本大震災における復旧・復興の支援活動の展開において女性の意見の重要性が再認識されたように、市民協働の推進には、女性が果たす役割を欠かすことができません。

また、地域コミュニティと連携した市民活動団体としての女性団体の活動が重要となっています。

本市においては、一次産業に従事する女性の団体の連携により「長門農山漁村女性団体連携会議」が活動を展開しています。

(3) 事業者の協働における現状と課題

ア. 事業者の現状と課題

山口県県民活動促進基本計画（第2次改訂版）によると、事業者と協働したことがある県民活動団体の割合は約3分の1となっており、その際の課題としては「事業者及び活動団体の認知度の向上」、「事業者及び活動団体の協働の取組方針の明確化」、「企業活動に対する理解」などが挙げられています。

団体との協働による活動では、課題解決を図るための共通目的の明確化と、他の主体との相互理解を深めることが求められます。

事業者は地域経済の担い手としての営利活動を行うことは勿論、近年では、特に、企業の社会的責任（CSR）の意識が高まっており、社会貢献活動への参加が期待されています。

イ. 事業者の取組

本市では、事業者による花と緑のまちづくり推進事業への参加や、イベントの参加、資材や資金の提供などの社会貢献活動が行われています。

また、学校や病院、福祉施設などの法人組織などと、市民、地域コミュニティ、市民活動団体や行政との協働の取組も行われています。

特に、さまざまな課題を抱えている地域に若い人材が入り、地域住民や市民活動団体等とともに地域の課題解決や地域おこし活動を行うことは、域外の若者に地域の理解を促し、地域で活躍する人材として育成することにつながります。併せて、地域に気づきを促し、地域住民の育成にも寄与するとして、「学域連携」、「産学公連携」の取組が複数のかたちで具現化されています。

また、本市においては、山口県立大津緑洋高等学校が、大津高校、日置農業高校と水産高校の統合というかたちで誕生し、教育機関と協働の主体同士のさまざまな連携が可能となっています。

(4) 行政における協働の現状と課題

ア. 行政の現状と課題

平成24年4月に聖学院大学が全国自治体に行ったアンケート調査では、総合計画へ何らかの市民協働の記述がある自治体は99.5%であり、市民協働に関する条例の制定を行っている自治体は、34.7%となっています。

本市では、前述のとおり、第1次長門市総合計画や「長門市みんなで進める市民協働によるまちづくり条例」により、市民協働によるまちづくりを進める基本理念を定め、第2次長門市総合計画に引き継いだところです。

しかし、職員の経験・認識不足があること、協働可能な事業が不明確であること、異動による継続性の欠如、縦割り組織の弊害などの課題が、指摘されています。

イ. 行政の取組

本市では、職員の市民協働への意識の向上を図るために、平成 23 年度から研修会を開催しています。また、平成 24 年 12 月には「長門市市民協働に関する府内プロジェクト・チーム設置要綱」を制定し、府内全ての部署を網羅した府内プロジェクト・チームを立ち上げ、市民協働の取組の情報収集や体制の充実、提案について所掌し、市民協働の取組を更に進めるため体制を強化したところです。



《市民のちから応援補助金の活用例》

日置地区青少年育成会では、事業者や小中学校、PTA、地域コミュニティと連携し、青少年育成啓発看板の設置と、その周辺の景観整備を行っています。

第5章

長門市が目指す姿

第5章 長門市が目指す姿

(1) 長門市が目指す市民協働とは

本市では、第1次プランをはじめとするこれまでの市民協働の取組を大切にしながら、現状や課題を踏まえ、市民協働によるまちづくりを、「弱体化した集落機能の再生」、「市民活動団体の活性化」の二つの柱により、引き続き進めることとします。

ア. 市民協働の定義

本市では「長門市みんなで進める市民協働によるまちづくり条例」により、市民協働を以下のとおり定義しています。

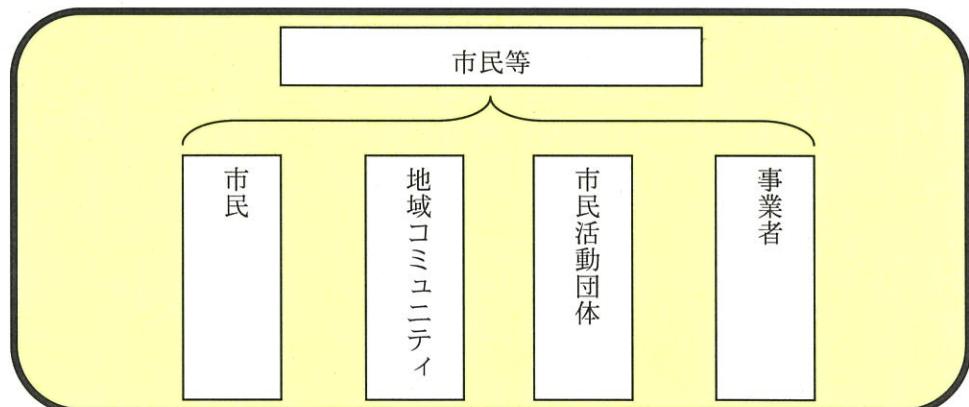
【市民協働】

市民、地域コミュニティ、市民活動団体、事業者及び市が、お互いにそれぞれの特性を認め、及び尊重し、共通の目的に向かって、その責任及び役割分担に基づいて、共に取り組むことをいいます。

「市民協働」とは、まちづくりの主体である市民等と行政、市民等同士が、その責任及び役割分担に基づいて、それぞれの特性を認め、尊重し、協力し、公益（社会全般の利益、更にはそういう形態の利益が出る性質の事柄をいいます。こういう形態の利益には、その社会に属する各々が益するものもあれば、社会全体の機能向上に繋がるもの、あるいは社会の規模拡大に寄与するものが挙げられます。）の実現にむけ、共に行動や活動をおこなうことをいいます。

イ. 市民協働の主体

市民協働によるまちづくりを推進するための基本は、市民一人ひとりの活動であり、あらゆる活動は、その実践に支えられています。市民のさまざまな力を組織化することは、より大きな力や継続性を生み、多様な組織とパートナー関係を築くことができます。



○市民

市内に居住する人のほか、市内で働く人及び学ぶ人を含めます。

○地域コミュニティ

地域住民が自主的に参加し、その総意と協力により安心して暮らせる住みよい地域社会をつくることを目的として構成された集合体です。

○市民活動団体

市民活動を組織的かつ継続的に行うことを主な目的とする団体です。

○事業者

市内において営利を目的とする事業を行う個人又は法人です。

ウ. 協働の範囲・領域

市民協働の主体の組合せはさまざまです。目的を共有できる市民と市民、あるいは市民と行政が協働することで、まちづくりのネットワークは更に広がり、強固なものとなります。

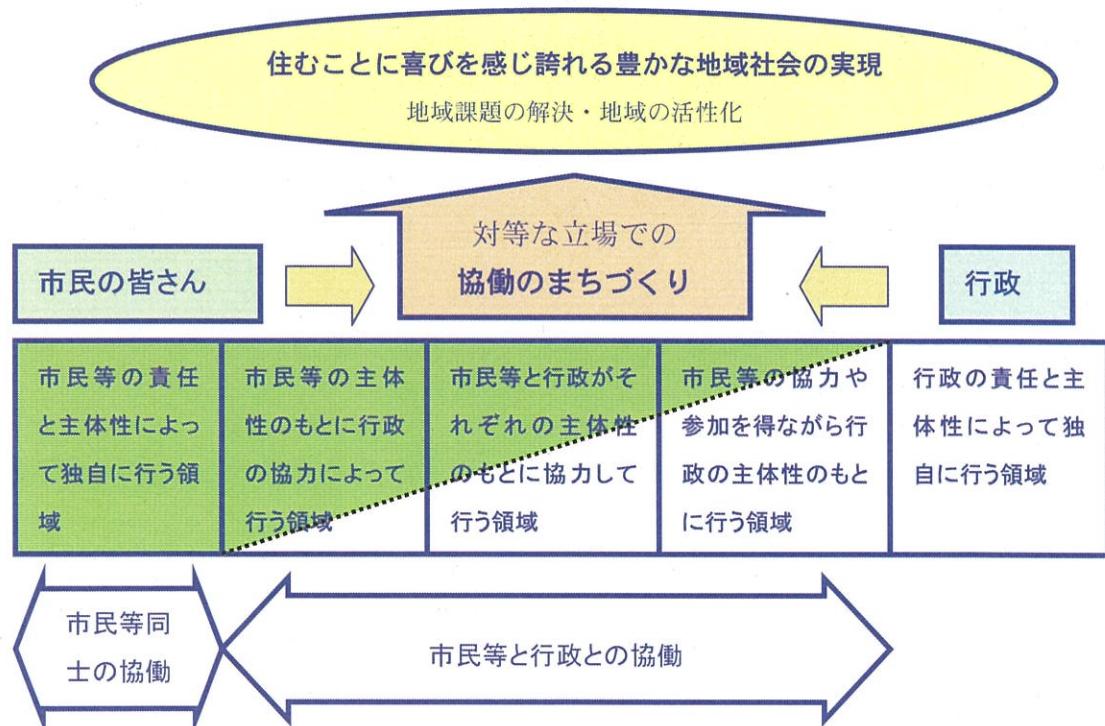
(ア) 市民と市民による協働

市民と市民が、それぞれの持つ能力（知識や技術、経験、情報など）を活かしながら、連携・協力して地域課題に取り組むことは、単独で行うよりも、効率よく、効果的に、規模の大きな事業を実施することができます。

また、それぞれのパートナーには、共通の事業実施により連帯感が育まれ、達成感を共有できます。

(イ) 市民と行政による協働

市民と行政の協働には、市民が企画運営する事業やイベントなどに行政がさまざまな手法で協力するパターンや、公共サービスの提供や公共施設の維持管理、計画等の企画立案など、今まで行政が中心となって実施してきた分野に市民がそれぞれの持つ能力（知識や技術、経験、情報など）を活かしながら協力するパターンがあります。



工. 市民と行政が協働により事業を行うのに適した分野

市民協働が可能な分野としては、福祉、教育、環境、生涯学習、防災などが主な分野として考えられていましたが、それ以外の分野においても可能です。

市民協働が可能な分野については、市民と行政がお互いの資源や状況のもとに協議を行い、徐々に拡大していくことを目指します。

事業の分類	具体例
地域コミュニティの形成や醸成が期待でき、規模の拡大やまちの活性化につながる事業	イベントの企画運営、公園等の公共施設の管理運営など
市民が相互に支えあう、共生、共助を基本とした活動が展開される事業	地域の環境美化運動、高齢者支援事業など
特定分野の専門性など、市民等の特性が十分に發揮され、行政との異なる発想での事業展開が期待できる事業	相談事業、情報提供事業、計画策定事業、調査研究事業、文化振興など
地域やサービス対象者の実情に合わせ、きめ細やかで柔軟な対応が必要とされる事業	地域防犯・防災事業、福祉事業、子育て推進事業、地域コミュニティ施設等の管理・運営など
状況に応じて迅速に対応する必要がある事業	災害時におけるボランティアコーディネート（注1）事業など
協働が波及していくような事業	地域通貨など
多様な主体の参画を通して地域・地区のまちづくりについての合意形成が図られるような事業	都市計画、景観保全や歴史的建造物の保存など
今まで、行政が取り組んだことがない先駆的な事業	

注1）コーディネート…いろいろな要素を統合したり調整したりして、ひとつにまとめ上げることをいいます。

協働はゴール？

「協働を進めましょう」と聞くと、まるでそれが「目的」であるかのように考えがちですが、協働は「目的」ではありません。協働とは、さまざまなテーマ、場所、場面で、多様な主体が連携・協力して、活動する「手段」です。このプランは、協働という手段が、多くの皆さんにとって役に立つ道具とするために、必要な考え方や施策等をまとめたものです。「ひとが輝き、やさしさがこだまするまち長門」を実現していくため、市民の皆さんにとって協働が有効な手段となり、地域課題の解決や豊かな暮らしにつながるよう、行政も取組を進めていきます。

第6章

市民協働推進のために

第6章 市民協働推進のために

(1) 市民協働の基本原則

市民協働によるまちづくりを進めるにあたっては、次の原則を共通認識として持ち、より良いパートナーシップを築いていきましょう。

ア. 対等の原則

市民協働の活動場面においては、誰もがパートナーであり、主役です。そこでは上下の関係ではなく、対等な横の関係を保ちながら、それぞれの特性を生かし、助け合って取組を進めることができます。

イ. 自主・自立の原則

市民協働の活動場面では、それぞれのパートナーは、お互いを思いやりながらも、一方的に依存することなく、自立した関係を保つことが大切です。

また、それが自主性を尊重し、更に個性を伸ばしたり、専門性を高める努力も必要です。

ウ. 相互理解の原則

市民協働の活動場面においては、それぞれのパートナーは、自分たちや他のパートナーが持つ理念や特性を理解する（してもらう）ことが必要です。そして、何のために市民協働による事業を行うのか、また本当に同じ目的に向かっているのかをしっかり確認して、相互理解のうえ、協力関係を結んでいくことが大切です。

エ. 共有の原則

市民協働でまちづくりを進める場合においては、それぞれのパートナーは、共通の目的を実現するために、合意の上で、必要な範囲の情報やノウハウ、資源などを共有することが必要です。

また、市民協働による取組が終了した後の財産や権利関係も予め確認しておくことがトラブルの防止になります。

オ. 公開の原則

市民と行政との協働においては、パートナーの選択から、取組の内容や方法、結果にいたるまで、誰にもわかりやすく、高い公平性と透明性を保ち、積極的に情報を提供していくことが必要です。

カ. 評価の原則

市民協働による事業については、事業にかかわったパートナーがそれぞれ自己評価したり、事業の経過や結果について第三者から評価を受けることで、より良い協働の関係を構築する仕組みづくりが必要です。

(2) 市民協働のまちづくりに向けた主体とその役割

ア. 市民の役割

(ア) 主体的、積極的にまちづくりに参加

(イ) 地域社会に关心を持ち、自らができる考え、行動

市民は、自らがまちづくりの主体ということを自覚し、地域社会に興味や関心をもって、各々の責任において積極的にまちづくりに参加することが求められます。これは、市民の力なくしてまちづくりを進めることができないからです。しかし、参加しないことによって不利益な扱いを受けたり、参加を強制されるものではありません。

イ. 地域コミュニティの役割

(ア) 地域の課題解決に向けて計画的に取り組む

(イ) 市民や市民活動団体などとの交流、連携

これから地域づくりは、地域内のことについてはその地域内の関係者が一番理解していることから、地域で考え方解決していくという「住民自治のまちづくり」が重要になってきます。

こうしたことから、地域コミュニティは、安全・安心で住み良い地域社会を形成していくために、住民同士が親睦を図り、絆を深め、互いに助け合いながら、地域の課題に計画的に取り組んでいくことが求められます。

もちろん、この課題解決にむけ、市も市民協働のパートナーシップのもと、積極的にその役割を担います。

また、地域の課題は、多様化、複雑化、高度化しています。そうした地域課題を解決するため、地域コミュニティは、まちづくりに関わるさまざまな他の主体と連携・協力していくことも必要です。

ウ. 市民活動団体の役割

(ア) 専門的な知識等を生かし、まちづくりに参加

(イ) 市民や地域コミュニティなどとの交流、連携

市民活動団体は、自らが取り組む活動の果たす社会的意義を自覚し、自らが持つ専門性や先駆性を生かし、自己の責任のもと、市民協働によるまちづくりに貢献するよう努めることが求められます。

次に、市民活動団体がその活動を継続していくため、自らの活動が広く市民に理解されるよう、また受け入れられるよう、努める必要性があります。

また、市民活動団体は、市民活動に参加して地域社会に貢献したいと願う市民に対し、市民活動に参加するきっかけをつくり、その有益性を理解してもらう必要があります。

エ. 事業者の役割

(ア) 地域社会の一員として、市民協働の推進に協力

事業者は地域社会において、物やサービスの供給、雇用創出などの経済活

動を通して社会的な役割を果たしています。

市民ニーズが多様化し、社会環境が常に変化する現代社会においては、事業者においても、経済活動のみにその行動原理を置くのではなく、市民公益活動がまちづくりに果たす役割を理解し、自発的に協力するという社会貢献性が求められています。

たとえば、従業員等が地域活動や市民活動へ参加しやすい環境をつくることや、活動に対する助成や寄附、また物的支援などの形態が考えられます。

才．長門市の役割（責務）

市は、協働によるまちづくりに積極的に取り組むこととし、以下の責務を負います。

(ア) 市民協働によるまちづくりを推進するための仕組みを構築

市民が主体となった市民活動によるより良いまちづくりを実施できるよう、適切な仕組みを整備していくことが必要です。たとえば、それは広く市民生活全般に影響を及ぼすような重要な施策の立案、実施及び評価について、それぞれの段階に応じ、適切な市民参画の仕組みを整備することや、まちづくりをしようとする市民等を支援するために、担当窓口となる組織と体制を整えることなどです。

(イ) 総合的かつ計画的な施策を実施

市民協働によるより良いまちづくりを進めていくための、総合的かつ計画的な施策を実施する義務があります。

(ウ) 情報提供や、活動拠点の整備等を支援

市民協働によるまちづくりを推進するためには、情報の提供と共有が欠かせません。ただし、これに当たっては、市民等の権利及び利益を侵害しないことも必要です。

また、地域コミュニティや市民活動団体の活動拠点の整備等の必要な環境づくりに努め、情報提供や活動拠点となりうる中核施設整備を進めることが重要です。

(エ) まちづくりを支える人材の育成と支援

まちづくりの担い手を発掘し育成すること、併せて、こうした人材を支援していく必要があります。

(オ) 市職員の育成等

市は、市職員が市民協働によるまちづくりの重要性の認識を深めるよう、計画的に研修等を実施します。

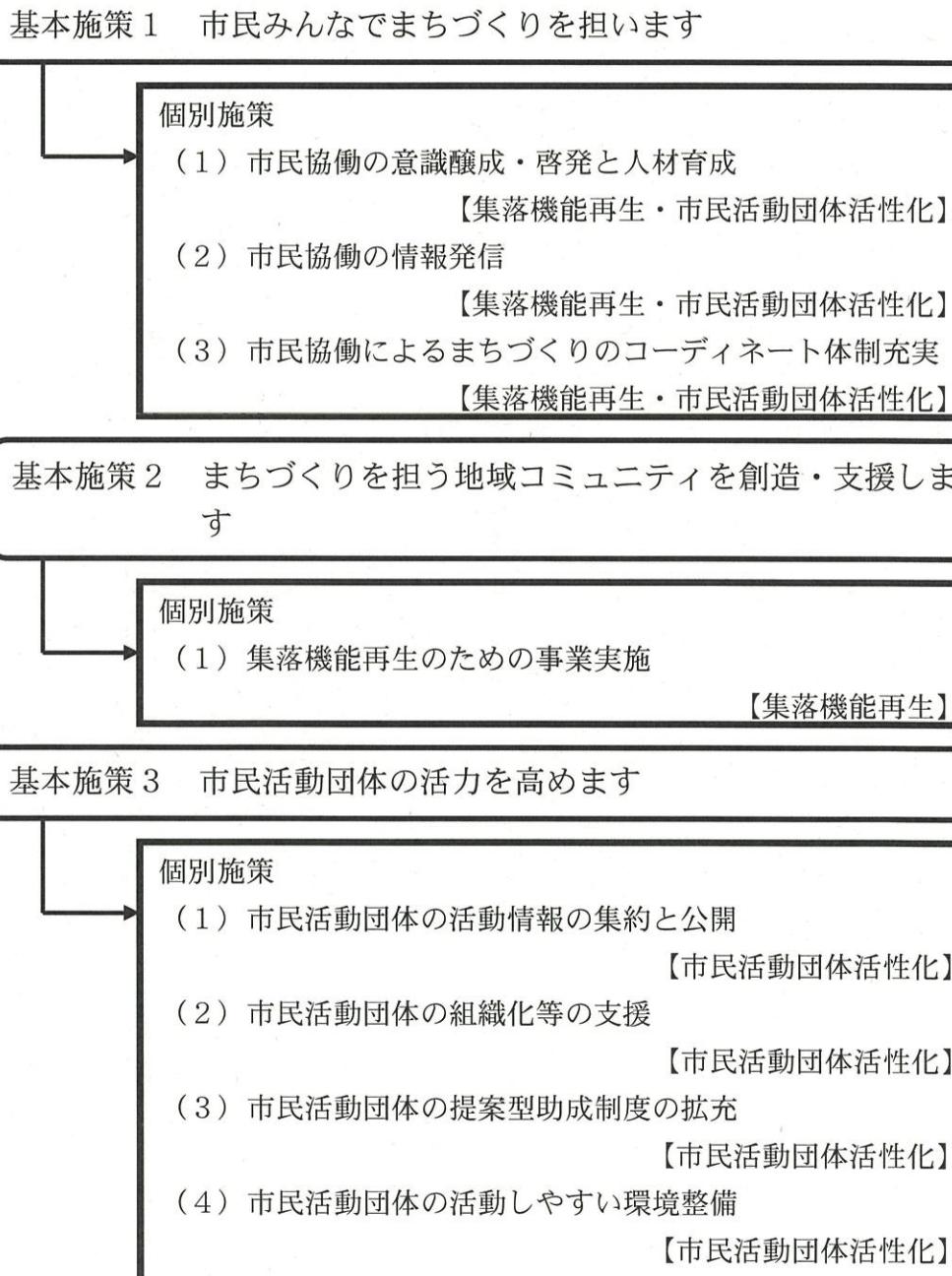
第7章 プランの方針

第7章 プランの方針

(1) 基本方針と施策体系

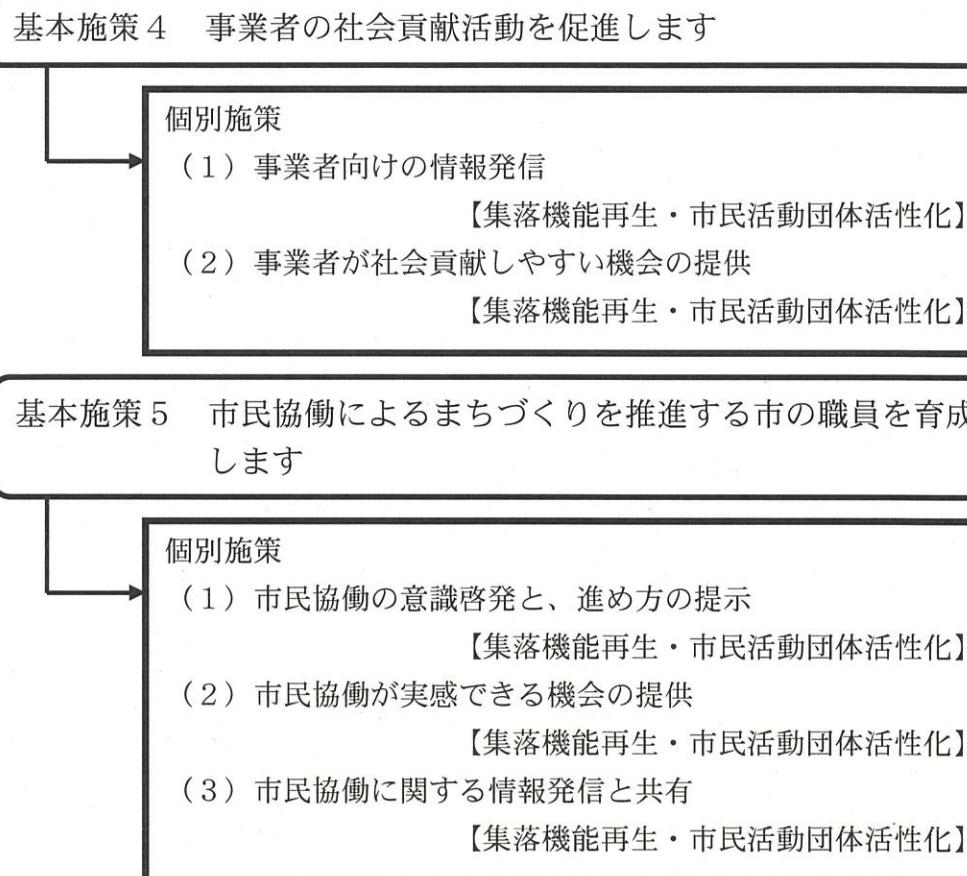
「長門市が目指す姿」を実現するための基本方針・基本施策を体系化し、市の取組を以下のとおりとします。

基本方針Ⅰ 市民協働によるまちづくりの担い手を育てます

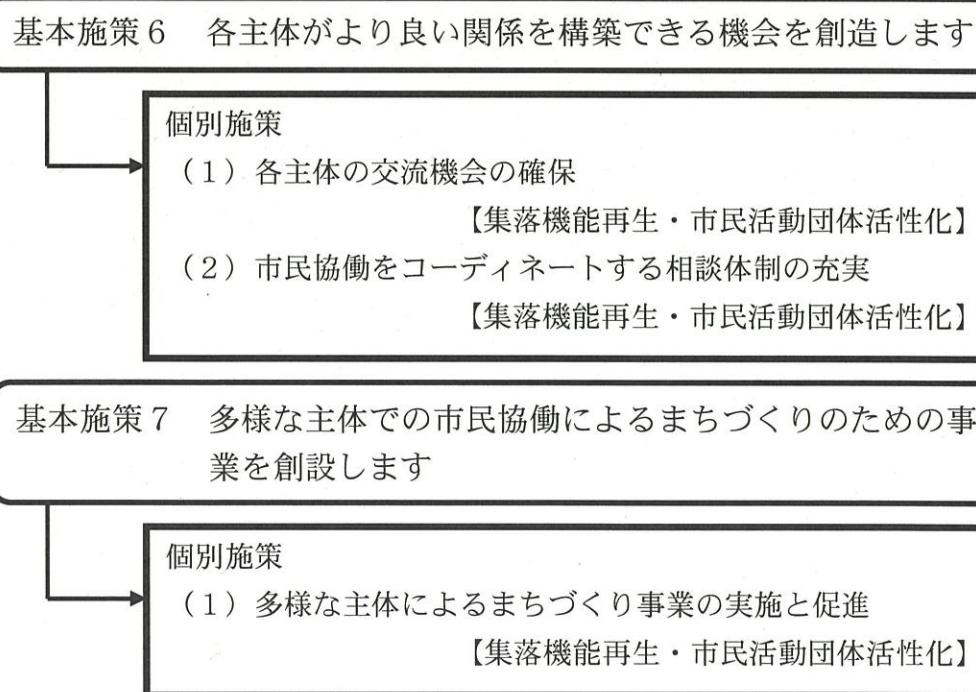


(次ページへ続く)

(前ページから続く)



基本方針II 多様な主体同士による市民協働を促進します



基本方針Ⅲ 開かれた市政を実現します

基本施策8 市民の市政への参画機会を積極的に確保します

個別施策

(1) 市民の参画機会の確保と市政情報の提供

【集落機能再生・市民活動団体活性化】

(2) 信頼される行政のための仕組みの構築

【集落機能再生・市民活動団体活性化】

基本方針Ⅳ 施策の推進体制を整備します

基本施策9 条例及びプランを進行管理します

個別施策

(1) 条例の達成状況の評価と見直し

【集落機能再生・市民活動団体活性化】

(2) プランの進行管理

【集落機能再生・市民活動団体活性化】

(2) 個別施策の内容

個別施策の具体的な内容において重点をおく事項には、「○」を付しています。

基本方針Ⅰ 市民協働によるまちづくりの担い手を育てます

基本施策1 市民みんなでまちづくりを担います

【ねらい】

地域課題や市民活動に关心を持ってもらうための意識醸成と啓発、地域コミュニティや市民活動団体の実践に多くの市民が参加するようにするための市民協働に関する情報発信、活動へと導く相談や活動構築などのためのコーディネートの充実により、市民協働によるまちづくりを市民みんなで担います。

個別施策 (1) 市民協働の意識醸成・啓発と人材育成

- 市民向け冊子の作成
- 年少人口層を対象とした啓発活動
- 市民協働キャラクターやポスターの活用
- 意識醸成のための講演会やシンポジウム開催

個別施策 (2) 市民協働の情報発信

- 広報、ケーブルテレビなどを活用した情報の発信
- ソーシャルネットワークサービス（注1）等を活用した情報の発信
- 庁内に分散している情報を集約し、一元的に発信できる仕組みの構築

個別施策 (3) 市民協働によるまちづくりのコーディネート体制充実

- 市民活動課（仮称）の設置
- 集落機能再生の事業における地域づくりを担う職員体制の整備
- 部内外を横断する柔軟な職員配置と連携体制の強化
- 支援センター整備と拠点の確保
- 総合サポート制度（注2）の創設と、情報発信
- 公民館におけるまちづくりコーディネーターとしての役割の充実
- 中間支援組織（注3）の設立

注1) ソーシャルネットワークサービス…人ととのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型のインターネットサイト。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、居住地域などといったつながりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供する、会員制のサービスのこと。

注2) 総合サポート制度…地域で行われる市民協働によるまちづくりの事業に関するボランティア参加を促進するため、市民、市民活動団体及び事業者に対し募集を行い、事前登録し、情報提供を行う制度

注3) 中間支援組織…地域社会と市民活動団体の変化やニーズを把握し、人材、資金、情報などの資源提供者とNPOをはじめとする市民活動団体の仲立ちをしたり、また、広くいえば、各種サービスの需要と供給をコーディネートする組織

基本施策2 まちづくりを担う地域コミュニティを創造・支援します

【ねらい】

弱体化しつつある集落機能を再生し、新たな地域コミュニティによるまちづくり・地域づくりを進める事業を展開します。

個別施策（1）集落機能再生のための事業実施

- 新たな地域コミュニティ組織への協働事業資金支援
- 自治会を対象とした出前講座の開催
- 地域の現状把握と体制の構築（新たな地域コミュニティ組織の設立）
- 地域コミュニティへのサポート体制の充実（人的支援）
- 市職員の積極的参画による意見の吸い上げ
- U・Iターン者（注4）の意見の吸い上げ
- 地域リーダーの発掘と育成の仕組みづくり
- 「小さな拠点」構築に向けた意識醸成
- コミュニティビジネスの取組支援
- 新たな地域コミュニティ組織間の連携強化
- 支援センター整備と拠点の確保

注4) U・Iターン者…地方出身で都会に住んでいた人が出身地に戻って居住することを「Uターン」といい、首都圏出身・在住の人が地方での生活を希望して居住することを「Iターン」といいます。

基本施策3 市民活動団体の活力を高めます

【ねらい】

組織を運営するためのノウハウの提供、活動資源への支援、活動しやすい環境整備を行うことで、市民活動団体の活力を高めます。

個別施策（1）市民活動団体の活動情報の集約と公開

- 団体が情報を登録し公開できる仕組みを整備
- 部内外を横断する柔軟な職員配置と連携体制の強化【再掲】

個別施策（2）市民活動団体の組織化等の支援

- NPO法人等の市民活動団体組織化や運営に関する支援窓口の設置

個別施策（3）市民活動団体の提案型助成制度の拡充

- 市民活動団体からの施策提言による提案型助成制度の拡充

個別施策（4）市民活動団体の活動しやすい環境整備

- 団体向け冊子の作成
- 団体の広報活動の支援
- 総合サポーター制度の創設と、これに関する情報発信【再掲】
- 団体リーダー養成のための手引書の作成
- 運営（マネージメント）スタッフの養成
- 公民館におけるまちづくりコーディネーターとしての役割充実【再掲】

- 中間支援組織の設立【再掲】
- 行政における遊休資産の活用促進
- 支援センター整備と拠点の確保【再掲】
- 団体間のネットワークの確立

基本施策4 事業者の社会貢献活動を促進します

【ねらい】

社会貢献活動の先進事例や市民活動情報を提供するとともに、事業者が社会貢献できる機会を提供することで、事業者の社会貢献活動を促進します。

個別施策（1）事業者向けの情報発信

- 事業者の活動事例などの情報を収集し、発信

個別施策（2）事業者が社会貢献しやすい機会の提供

- 総合サポーター制度の創設と、情報発信【再掲】
- 事業者が社会貢献するための相談やコーディネート業務を充実
- 公民館におけるまちづくりコーディネーターとしての役割充実【再掲】
- 中間支援組織の設立【再掲】

基本施策5 市民協働によるまちづくりを推進する市の職員を育成します

【ねらい】

市民協働による事業を実施する過程や成功事例に、市民の声を交えて情報提供し、協働の発想を広げ、進め方を理解できる機会を提供することで、市民協働への意識を高め、市民協働によるまちづくりを推進する市職員を増やします。

個別施策（1）市民協働の意識啓発と、進め方の提示

- 職員研修会の開催
- 視察研修の実施
- 職員向けマニュアルの作成

個別施策（2）市民協働が実感できる機会の提供

- 総合サポーター制度の創設と、情報発信【再掲】
- 他の主体とのパネルディスカッションやワークショップ^(注5)への参加

個別施策（3）市民協働に関する情報発信と共有

- 市民協働によるまちづくりの成功事例や、地域の実践情報を市職員に対し情報発信
- 当該情報を共有する仕組みの構築

注5) パネルディスカッション・ワークショップ…さまざまな課題を討論するための話し合いの形式をいい、パネルディスカッションは、あるテーマについてさまざまな意見を持つ人たち(パネリスト)が、聴講者の前で意見を発表し、パネリスト同士、または聴講者も加わり討論や話し合いをする形式をいいます。また、ワークショップは、司会進行役を中心に、参加者全員が体験するものとして運営される話し合いの形態をいいます。

基本方針Ⅱ 多様な主体同士による市民協働を促進します

基本施策6 各主体がより良い関係を構築できる機会を創造します

【ねらい】

市民協働の各主体が地域課題や活動目的を共有できる場づくりを、より地域と密着した形で行うことでのより良い関係を構築できる機会を提供します。

個別施策 (1) 各主体の交流機会の確保

- 支援センター整備と拠点の確保【再掲】
- 市民と職員が参加するモデル的事業の実施（花と緑のまちづくり事業等）
- 地域活動をテーマとした多様な主体が集うワークショップ等の開催
- 地域における産学公連携の促進

個別施策 (2) 市民協働をコーディネートする相談体制の充実

- コーディネートに必要な情報の収集
- 担当職員のコーディネート能力を向上するための研修等への参加促進
- 部内外を横断する柔軟な職員配置と連携体制の強化【再掲】
- 公民館におけるまちづくりコーディネーターとしての役割充実【再掲】
- 中間支援組織の設立【再掲】

基本施策7 多様な主体での市民協働によるまちづくりのための事業を創設します

【ねらい】

集落機能再生と市民活動団体活性化の双方から提案型助成事業を創設するとともに、新たな協働による事業の手法の選択肢を増やす調査・研究を行います。

個別施策 (1) 多様な主体によるまちづくり事業の実施と促進

- 市民活動団体からの施策提言による提案型助成制度の拡充【再掲】
- アダプト制度（注6）などの協働による事業手法の普及・促進

注6）アダプト制度…行政が特定の公共財（道路、公園など）について、市民や事業者と美化運動を行うよう契約をする制度。美化運動を行う主体は、地域住民などのボランティアで、行政はそれらの活動に対し一定の支援を行うなどの形式をとることが一般的です。

基本方針Ⅲ 開かれた市政を実現します

基本施策8 市民の市政への参画機会を積極的に確保します

【ねらい】

市民協働によるまちづくりを進めるために、立案から実施、評価にいたる過程において、パブリックコメントなどで、市民等が参画する機会を確保し、市政への参画を身近なものにします。

個別施策 (1) 市民の参画機会の確保と市政情報の提供

- 各委員における公募割合の拡大
- 各委員における女性割合の拡大
- パブリックコメント募集告知方法の検討
- 市民等への予算概要の周知

個別施策 (2) 信頼される行政のための仕組みの構築

- 要望に対する回答のまとめ

基本方針Ⅳ 施策の推進体制を整備します

基本施策9 条例及びプランを進行管理します

【ねらい】

条例を必要に応じ見直すとともに、市民協働によるまちづくりの道筋を示すプランの進行管理及び次期計画の策定を行います。

個別施策 (1) 条例の達成状況の評価と見直し

- 条例の運用状況の点検と見直し

個別施策 (2) プランの進行管理

- 計画目標、計画事業、施策分野ごとの評価体制の構築と進行管理
- 市職員を含む各主体を対象としたアンケートの実施
- 第3次プランの策定

(表紙) 長門市市民協働イメージキャラクター 「わっちゃん」

小田かなみさん の作品

応募者のキャラクターに込めた想い

まちのいろいろな人と協力する「和」と方言の「〇〇っちゃん」を合わせて命名しました。長門をこよなく愛する、ボランティア精神は誰にも負けない妖精をイメージしています。体は緑豊かな大地を、頭には長門のまちなみと青海島の岩をのせてています。

※本作品は、「ながと協働アクションプラン～未来にむけて、やろうやあ！～」の策定にあわせ、当時の市内小学校4年生から中学校3年生までを対象に募集し、選考したものです。

**長門市企画総務部企画政策課
市民協働推進室**

〒759-4192 長門市東深川 1339 番地 2
TEL 0837-23-1172
FAX 0837-22-0135
E メール kyodo@city.nagato.lg.jp